

差押えた不動産を 売却します

不動産合同公売

町では、納税義務を果たしている人との公平性を保つため、町税滞納者に対して財産の差押えを行っています（平成26年度差押え件数373件）。

公売とは、税金に滞納があるため差押えた不動産を入札により売却し、その代金を滞納している税に充てるものです。

県および中部地区の市町村と同一の時間・会場で、合同により実施します。

詳しくは、財務課税務室窓口の公売案内、または町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.yoshioka.gunma.jp/>

※公売は中止になる場合があります。

▼公売期日 11月26日(土)

▼公売場所

群馬県前橋合同庁舎敷地内
群馬県地域防災センター
(前橋市上細井町2142-

1)

▼問合せ先

財務課 税務室

☎ 26・2238 (直通)

不動産公売物件

★吉岡町-2、3は、農業委員会が交付する買受適格証明書が必要になります（証明書発行まで2カ月程度を要する場合がありますので、早めの申請をお願いします）。

売却区分番号	所在地	種別	地目・種類	地積・床面積 (㎡)	最低公売価額及び公売保証金	
吉岡町-1	大字上野田字小井出 1256 番 199	土地	宅地	191.10	最低公売価額 公売保証金	2,100,000 円 210,000 円
	大字上野田字小井出 1256 番 221	土地	宅地	31.02		
	大字上野田字小井出 1256 番地 199、1256 番地 221	建物	居宅 1	1 階 66.24 2 階 31.46		
	大字上野田字小井出 1256 番地 199	建物	居宅 2	1 階 24.79		
吉岡町-2★	大字北下字住 159 番	土地	田	222.00	最低公売価額 公売保証金	882,000 円 90,000 円
吉岡町-3★	大字上野田字八反田 160 番	土地	田	1454.00	最低公売価額 公売保証金	2,338,000 円 240,000 円

※公売保証金とは、国税徴収法で定められているもので、入札する前に売却区分ごとに執行機関へ納付しなければなりません。公売保証金の金額は、見積価額の10分の1以上と定められており、納付された公売保証金は、落札できなかった場合、原則として公売終了後に全額返還されます。

※落札した場合は、納付した公売保証金を買受代金に充当できます。ただし、買受代金納付期限までに買受代金を納付しない場合などは、納付された公売保証金は没収となり返還されません。

**滞納処分を強化しています
滞納は放置せず、必ず納税相談を！**

町税は、定められた期限（納期限）までに、納税者の皆さまに自主的に納めていただくものです。しかし、一部に納めない人がいることも事実です。

滞納は、納税者にとって不利益であることはもちろん、町にとっても大きな損失になります。滞納を整理するためには多額の費用がかかります。この費用も、本来は福祉・教育・土木事業などに使われるべき貴重な税金から支出されています。

また、滞納は、納期限までに納税している大多数の納税者との公平性を欠くこととなります。収入や財産があるにもかかわらず納税をしない人には、き然とした態度で滞納処分を執行します。

なお、納付が遅れば、延滞金が加算され、本税同様に滞納処分の対象となります。

平成26年度 差押え処分実施件数	
不動産	8
債権	359
その他	6
合計	373

▼相談・問合せ先

財務課 税務室

☎ 26・2238 (直通)



今月の納税

町県民税
国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料

…3期

納期限**9月30日**※

コンビニエンスストアでも納付できます。また、便利で確実な口座振替もご利用ください。

10月1日☉から保険証が新しくなります 国民健康保険

新しい保険証は、一般被保険者、退職被保険者ともに「**緑色**」です。退職被保険者の保険証には「**退**」の文字が印刷されています。

9月中旬に各世帯主あてに送付されます。現在の保険証は、10月1日以降は使用できません。役場窓口にご返却いただくか、ご自分で破棄してください。

新しい保険証が届いたら

記載内容に誤りがないか、人数分の保険証があるかを確認しましょう。

❗記載内容に誤りがあるときは、保険室へ連絡をしてください。

なお、退職や就職、転入・転出などによる国民健康保険の加入や離脱には、届け出が必ず必要です。異動があった日から14日以内に届け出をしてください。

国保税を滞納すると

通常の有効期限(1年間)より期間が短い「短期被保険者証」や「資格証明書」を交付することがあります。資格証明書の交付を受けた場合には、医療費はいったん全額自己負担することになります。

保険税の納付は保険証の発行にも関わりますので、納期限内の納付にご協力をお願いします。

▼問合せ先

健康福祉課 保険室
☎26・2249(直通)

見本



「国保加入の皆さまへ」 けんこう講座のご案内

町国保加入の皆さまを対象に「からだリフレッシュ講座」を開催します。この機会に、健康な体づくりにチャレンジしてみませんか。

▼対象者 40〜69歳の町国保加入者で、運動制限のない人 ※特定健診受診者、メタボリックシンドローム予備群の人が優先されます。

▼日程(各コース10回。どちらかのコースを選んでください。)

- Aコース** 9月24日(木)・10月1日(金)・8日(木)・13日(火)・20日(火)・27日(火)・11月2日(月)・10日(火)・17日(火)・24日(火)
- Bコース** 12月11日(金)・18日(金)・25日(金)・1月14日(木)・21日(木)・28日(木)・2月4日(木)・12日(金)・18日(木)・25日(木)

▼時間 午後3時〜4時(初回のみ2時〜4時半)
▼場所 保健センター
▼内容 歩き方の基本、忙しくてできないプチ体操など

▼定員 20人(※優先者有)
▼申込み期間 9月9日(水)〜15日(火)(※日曜日を除く)

▼申込み先 保健センター
☎54・7744(直通)

国民年金保険料

「10年の後納制度」は 9月30日(水)までです

「10年の後納制度」は、過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができます。本来、国民年金保険料は2年経過すると時効により納付することができません。この制度を利用すれば、将来の年金額を増やすことができます。

「10年の後納制度」は、9月30日(水)をもって終了します。

終了後、10月1日から3年間に限り、過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができ、5年の後納制度が始まりますが、10年の後納制度よりも納付できる期間が短く、保険料の加算額が高くなります。

●後納制度を利用するには、申込みが必要です。(※老齢基礎年金を受給している人などは後納制度の利用不可)

▼申込み問合せ先

国民年金保険料専用ダイヤル
☎0570・011・050
波川年金事務所 国民年金課
☎0279・22・1607

巡回して予防注射を行います

犬の登録と狂犬病予防注射

狂犬病の予防注射は、一年に一回受けることが法律で義務付けられています。また、新たに犬を飼う場合は、犬の登録が必要となります。

町では各地区を巡回し、犬の登録と予防注射を行います。ご都合のよい会場へお越しください。

なお、登録済みで注射を済ませていない人には**注射通知書**が送付されますのでご持参ください。

△平成27年4月以降に狂犬病予防注射が済んでいる人には、通知書が届きません。

狂犬病の予防注射は一年に一回受けるようお願いいたします。

料金表

●注射のみ **3,400円**

注射 2,850円、
注射済票手数料 550円

●新規 **6,400円**

登録手数料 3,000円



【注意事項】

①注射会場では、常に飼い主が犬をおさえられるようにしてください。

②登録された愛犬に変更事項（死亡・住所異動）があった場合には届出が必要です。左記までご連絡ください。

▼問合せ先

町民生活課 生活環境室
☎ 26・2243

実施日 10月31日(土) 各都合のよい会場へお越しください。

実施会場	時間
小倉集会所	9:00 ~ 9:20
役場北駐車場	9:30 ~ 10:10
木戸集落センター	10:20 ~ 10:35
大久保集落センター	10:50 ~ 11:05
駒寄住民センター	11:15 ~ 11:30
漆原文化センター	11:40 ~ 11:55

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金
申請をお忘れなく

臨時福祉給付金の申請を受けています。受付期限は、**12月3日(土)**までです。お早めに申請ください。

対象と思われる人には、申請書を送付済みです。送付されていない人でも所得の変更などにより該当する場合がありますので確認してください。

申請をした人でも、審査の結果対象外となる場合があります。また、給付金受給後でも、対象となる資格を有しないことが判明した場合は給付金を返還していただきます。

情報メールで安心安全をサポート
よしおかほっとメール

メールアドレスを登録すれば、町からの情報をどなたでも受信できます。(登録は無料ですが、受信などに要するパケット通信料は登録者負担です。)

配信情報

- 災害・緊急情報
- 気象情報
- 火災情報
- 防犯・見守り情報など

子育て世帯臨時特例給付金の受付期限は、**12月1日(火)**までです。

児童手当の現況届が未提出の人、職場から児童手当を受給している公務員の人で給付金申請の未提出の人はお早めに手続きをしてください。
*詳しくは広報8月号をご覧ください。

▼問合せ先

健康福祉課 福祉室
☎ 26・2247 (直通)

登録はこちらから

パソコンの場合は <https://service.sugumail.com/yoshioka/member/>



操作や登録で分からないことは
コールセンター

☎0570-055-783
平日 午前9時～午後5時

平成28年度 保育所に入所を希望する人へ
新入所児の申込みを受け付けます



募集案内・入所申込書は健康福祉課福祉室、町内各保育所で配布しています。

申込受付

※申込みは必ず役場でお願ひします。各保育所では、受けできません。

※平成28年度中の入所を希望する人はすべて期日中に申込みをしてください。また、出生前のお子さま、転入予定の人も申込みできる場合がありますのでご相談ください。

期日と対象地区

【10月13日(火)】 小倉・上野田・上野原・下野田・北下・南下・陣場

【10月14日(水)】 寺下・寺上・溝祭・駒寄・漆原西・漆原東

【10月15日(木)】 13・14日に都合がつかない人

▼時間

午前9時～11時30分

午後1時30分～4時30分

▼場所 役場二階 大会議室

▼その他 受付日に都合が悪い人は10月16日(金)～30日(金)の期間に福祉室窓口にて受付

※先着順ではありません。
 ※定員などの都合により入所できない場合もあります。

▼申込に必要なもの

①支給認定申請書兼保育関係施設利用申込書、父母の勤務、パート証明を事業所で受けて添付してください。農業や家族の経営する事業に携わっている場合は、家族以外の人の証明が必要になることがあります。

②その他、母親が就労中であることを確認できる書類(直近の給与支払明細書、採用決定通知書のコピーなど)があれば提出してください。

▼入所承諾について

仮承諾通知または不承諾通知を1月中に郵送予定

▼在所児童 28年度も引き続き保育の継続を希望する場合は継続申込書(10月頃保育所を通じて配布)を各保育所に提出してください。

入所の基準

※保護者および同居の親族全員が次のいずれかに該当するため、家庭で保育できない児童。

- ①家庭外で仕事をしている
- ②家庭内で当該児童と離れて日常の家事や育児以外の仕事をしている
- ③妊娠中または、出産後間もない(出産前後2カ月まで)
- ④病気やけがをしているか、心身に障害がある
- ⑤同居の親族に病人などがいて、常に介護にあたっている

入所希望の人は必ず申込みをしてください!



10/11(日) よしおかふるさと祭り

フリーマーケット
出店者募集

◆募集区画 18区画

◆対象 町内在住・在勤の人



◆申込方法

- ①～⑥までの内容を記入し(様式自由)、封書で82円切手を同封してお申込みください。
 - ①代表者氏名・年齢 ②住所 ③電話番号
 - ④参加区分(個人・団体の別を記入)
 - ⑤出店内容(販売するものの内容)
 - ⑥町内在勤者は勤務先・連絡先
- ※応募者多数の場合は抽選とし、結果は通知します。

◆申込み・問合せ先

〒370-3692 吉岡町下野田560 町民生活課生活環境室

◆申込締切 9月18日(金)当日消印有効

◆その他 飲食物は、販売できません。